

(仮称) 滋賀県学校教育の情報化の推進に関する条例(案) (たたき台) に対する主なご意見

○生きる力について

- ・情報化社会において、情報機器を活用することは、最終的に生きる力をつけるためのものであるということを、一言入れていただきたい。

◆第1条(目的)に、「生きる力の」を新たに追加

○学力の向上について

- ・情報機器を使っていくことは大事だが、学力の向上につなげていくための手段であるので、活用とその先にある情報活用能力をどう身につけさせていくのか、条例で位置づけるべき。
- ・情報技術活用が学力の向上にどうつながっているのかということの調査研究も必要ではないか。

◆第3条(基本理念)(1)に、情報活用能力と学力の育成についての記載を追加
◆学力の向上は教育の効果の一つと考えることから、第16条(調査研究等の推進)の「情報通信技術を活用した教育の効果」に含まれると整理

○ICTの利用について

- ・ICTに深入りしすぎると、その利用が自己目的化し、先生と子どもたちのなかで授業が深まっていくという本来の教育の在り方が阻害されてしまうことが懸念される。

◆学校教育の情報化の推進に関する施策の実施に当たって旨とすべき事項を定める、第3条(基本理念)に(1)の「対面指導と遠隔授業等を融合した授業づくり等が効果的に行われること」や(2)の「情報通信技術を活用した学習とデジタル教材以外の教材を活用した学習、体験学習等を適切に組み合わせること」といった規定を設けることで、ICTを活用すること自体が目的化してしまわないよう、これまでの実践と適切に組み合わせることで有効に活用するという姿勢を示すことにより、こういった懸念が生じないよう施策が展開されるものと考えられる。

○子どもたちの健康面への配慮について

- ・タブレットが学習機器として生活に入っていくなかで、子どもたちの健康への配慮をどうしていくのか、健康をどの視点で見るとするのか、そう意識はしっかり持っていただきたいと思う。
- ・健康被害については、調査研究だけでなく対策についても触れておく必要があると思う。

◆学校教育の情報化の推進に関する施策の実施に当たって旨とすべき事項を定める、第3条(基本理念)に(7)の「児童生徒による情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮して行われること。」といった規定を設けることで、学校教育の情報化の推進に関する施策を実施するに当たり、こういった事項は配慮されるものと考えられる。
◆健康被害の対策については、第16条の「情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響等に関する調査研究」の成果として具体的に各施策に反映されると考えられることから、具体の条文には規定しないこととして整理。

○教職員の情報モラルについて

- ・児童生徒だけでなく、教職員の情報モラルについても条文に追加したほうがいい。

◆第11条(学校の教職員の資質の向上)に、教職員の情報モラルを高め、教職員が適切な指導または助言をすることについての記載を追加

○保護者の役割について

- ・「保護者の役割」について明記をしていただきたいと考える。

◆様々な立場にある保護者に配慮し、保護者の負担とならないようにしなければならないことから直接的には規定せず、第17条の県民の理解と関心の増進の中で、保護者も包括しているものとして整理。

○相談機関について

- ・教育現場で情報通信技術の活用に対応できないことがいじめなどにつながっていくと思うので、教職員の相談窓口があるといい。

◆情報通信技術の活用について教育現場で適切に対応するために教職員に対する相談窓口を設けることは、学校や教育委員会が行う組織的な対応の一つとして考えられることから、第18条の推進体制の整備に含まれるものとし、具体的にどのような体制とするかは、計画において明らかにされるべき事項として整理。